

(令和6年度 改定)

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（緩和型））
重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府門真市北島町12番20号
代表者（職名・氏名）	理事長 濱田 和則
設 立 年 月 日	平成54年2月6日
電 話 番 号	072-881-8201

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ちどりヘルパーステーション
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業 （訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（緩和型））
事 業 所 の 所 在 地	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
電 話 番 号	072-881-8201
事 業 所 番 号	大阪府指定 第 2772600116 号
管 理 者 の 氏 名	施設長 大北 淳
通常の事業の実施地域	守口市、門真市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（緩和型））は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

なお、訪問型サービス A（緩和型）では身体介護は行いません。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営 業 日	月曜日～日曜日まで(祝日含む)
営 業 時 間	午前7時から午後10時まで
サービス提供時間	午前7時から午後10時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	1人
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	1人以上
訪 問 介 護 員	10人以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者 (訪問事業責任者)の氏名	鈴木 佳代子
---------------------------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業サービスの利用料

※別表参照

(2) その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は片道5km未満は200円、5km移乗は500円を請求いたします。	
② サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。	

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のた

め、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の10%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の50%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、お渡しします。

支払い方法	支払い要件等
① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までにご利用者あてにお届け(郵送)いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)郵便局講座(ゆうちょ)からの自動引き落とし (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります

9. 衛生管理等について

従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(1) 事業所において、感染症の予防及びまん延防止を防ぐため、次の措置を講じます。

- ① 感染症対策を検討する委員会の開催（6 か月に一回以上）及び結果の周知
- ② 感染症対策の指針の整備
- ③ 従事者に対する定期的な研修及び訓練の実施

10. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

(1) 業務継続計画の策定

(2) 従事者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）

(3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

1.1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

1.2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及びくすのき広域連合等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損保保険ジャパン(引受幹事保険会社)
保 険 名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償 「しせつの損害補償」
補償の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス 居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象

1.3. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	鈴木 佳代子
	連絡先電話番号	072-881-8201
	同ファックス番号	072-881-8115
	受付日及び受付時間	月～金 9時～17時

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	守口市 高齢福祉課	所在地	守口市京阪本通2丁目5番5号
		電話番号	06-6992-1610
		受付時間	午前9時～午後5時30分
	門真市 高齢福祉課	所在地	門真市中町1番1号
		電話番号	06-6902-6301
		受付時間	午前9時～午後5時30分
	運営適正委員会	所在地	大阪府中央区谷町7丁目4-5
		電話番号	06-6191-3150
		受付時間	午前9時～午後5時

	大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内5階 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時
--	----------------	---

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための「ガイドダンス」」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

15. 虐待の防止について

(ア) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者は下記のとおりです。

虐待防止に関する責任者	施設長 大北 淳
虐待防止に関する担当者	鈴木 佳代子

(2) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知

(3) 虐待防止の指針の整備

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。

(6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上従業者に対して実施しています。

(7) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

(イ) 身体拘束について

(1) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するためのやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

- (2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行い場合にあっては、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織として要件の確認等を慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

16. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 介護予防支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供にあたり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

19. サービス提供の記録

- (1) サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、そのサービスの提供完結の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者に連絡し、個別サービス計画の変更の援助を行います。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号
	事業者	社会福祉法人 晋栄福祉会
	事業所	大阪府門真市北島町 12 番 20 号
	事業所名	ちどりヘルパーステーション
	代表者	理事長 濱田 和則 ⑩
	説明者	⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	⑩
ご家族	住 所	
	本人と続柄	
	氏 名	⑩

署名代行者 (又は法定代理人)	住所	
	本人との続柄	
	氏名	⑩

1. 訪問介護相当サービス

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型独自サービスⅠ (1,168単位)	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	12,906円/月	1,291円	2,582円
訪問型独自サービスⅡ (2,335単位)	週2回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	25,801円/月	2,581円	5,161円
訪問型独自サービスⅢ (3,704単位)	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者(要支援2)	40,929円/月	4,093円	8,186円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算(初回のみ)	新規の利用者へサービス提供した場合	2,210円	221円	442円
介護職員処遇改善加算(I~V)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	※所定単位数に該当する加算率を乗じた単位数が加算されます。		

2. 訪問型サービスA(緩和型)

【基本部分】※生活援助

サービス名称	基本利用料(1回あたり)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービスAⅠ (所要時間20分以上45分未満)	1,613円	162円	323円
訪問型サービスAⅡ (所要時間45分以上)	1,989円	199円	398円
訪問型サービスAⅢ (所要時間20分未満)	994円	100円	199円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,210円	221円	442円
緊急時訪問介護加算		1,105円	111円	221円

◎地域区分：3級地(11,05円)

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。